平成２４年（フ）第２６号
栃木県下都賀郡野木町大字潤島29番地58、従前の住所埼玉県加須市麦倉826番地３
債務者　大森　　博
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２５５号
横浜市港南区日野９丁目46番23―203号
債務者　福井　彰一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９号
静岡県富士市松岡361番地の２、前住所静岡県富士市中央町１丁目10番29―403号
債務者　古本　裕明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０２７号
東京都町田市南成瀬２丁目８番地17
債務者　佐藤　憲治
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
東京都八王子市並木町９番25号けやき荘202号
債務者　田中　正行
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８６号
東京都多摩市諏訪５丁目２番地11―107
債務者　渡部　友和
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５８２号
東京都昭島市松原町１丁目12―１―602　木下正雄方
債務者　田中　文子（旧姓石井・二村）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５９６号
埼玉県所沢市大字神米金358―15　Ｊ―510
債務者　黒部　　彰
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２７号
東京都足立区伊興１丁目７―３―312
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２９号
東京都立川市富士見町６丁目58―405
債務者　福田　　廣
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０号
沖縄県うるま市石川東山本町２丁目10番31号、住民票上の住所沖縄県那覇市与儀２丁目10番８号　前仲荘Ａ―205号
債務者　上原　清正
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜566番地１　県営嘉手納高層住宅２号棟501号
債務者　渡眞利江里子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２５０５号
東京都足立区舎人５丁目29―10―306
債務者　岸井　結実（旧氏名岸井信樹）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８３５号
東京都中央区築地２丁目10番６号
破産者　バイ・デザイン株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３６号
東京都品川区上大崎２丁目10―11―711
破産者　飯塚　克美
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３９号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目13番７号
破産者　有限会社日美電気
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部